第三十一条	どうか	どうか及び再編強化法附則第二十七条各号に掲げる要件に該当するかどうか
第三十二条	銀行業を営む会社	特定承継会社について
	第四条第一項の内閣総理大臣の免許	農林中央金庫が再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可
第三十七条第一項第二号	金融機関の合併及び転換に関する法律第三条（合併）	再編強化法附則第三十条第一項
第三十七条第三項	すること	することが必要であると認める特定承継会社
	第四条第一項の免許	農林中央金庫に対する再編強化法附則第二十六条第一項の認可
	認める	認める場合における当該認可に係る
第四十条	第四条第一項の内閣総理大臣の免許を	農林中央金庫に対する再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可が
第四十一条	第四条第一項の内閣総理大臣の免許	農林中央金庫に対する再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可
第四十一条第一号	一　銀行業の全部を廃止したとき。	一　銀行業の全部を廃止したとき。一の二　再編強化法附則第二十七条第一号に掲げる要件に該当しなくなつたとき。
第四十一条第四号	免許	認可
第四十二条	銀行が	農林中央金庫が
	第四条第一項の内閣総理大臣の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可
	当該免許	当該認可
	当該銀行	当該認可に係る特定承継会社
第四十一条第一号	第四十一条第一号	第四十一条第一号又は第一号の二
第四十三条第一項	第四条第一項の内閣総理大臣の免許	農林中央金庫に対する再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可
	内閣総理大臣は	主務大臣は
	当該免許	当該認可
第四十四条第一項	第四条第一項の内閣総理大臣の免許の取消し	第四十条の規定
	内閣総理大臣の請求	主務大臣の請求

第五十二条の十一	当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主	農林中央金庫
第五十二条の十二第一項	当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主	農林中央金庫
第五十二条の十三	当該銀行主要株主	農林中央金庫
	銀行主要株主が第五十二条の十各号に掲げる基準（当該銀行主要株主に係る第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可に第五十四条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあつては、当該条件を含む。）に適合しなくなつたときは、当該銀行主要株主	特定承継会社が再編強化法附則第二十七条第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、農林中央金庫
	基準に適合させる	特定承継会社がこれらの要件を満たす
第五十二条の十四第一項	銀行主要株主（銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者に限る。以下この条において同じ。）の業務又は財産の状況（銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあつては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主との関係のある会社の財産の状況を含む。）	農林中央金庫の業務又は財産の状況
	当該銀行主要株主に対し	農林中央金庫に対し
第五十二条の十四第二項	、銀行主要株主	、農林中央金庫
	当該銀行主要株主がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者である銀行	特定承継会社
第五十二条の十五の二	同法第三十七条の三第一項	これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十七条の三第一項
	、内閣府令	、主務省令
第五十二条の七十三第三項第二号	銀行業務	銀行業務（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の六第五項第二号に規定する信用事業等又は農林中央金庫法第九十五条の六第二項に規定する農林中央金庫業務を含む。）
第五十三条第一項第八号	内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）	主務省令